

鎌倉市告示第179号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づく道路の区域の変更及び同条第2項の規定に基づく道路の供用の開始を行ったので、同法第18条第1項及び第2項の規定により告示します。

関係図面は、都市整備部道水路調査課において令和7年10月22日から令和7年11月5日まで一般の縦覧に供します。

令和7年(2025年)10月21日

鎌倉市長 松尾 崇



1 市道路の区域の変更

変更前

道路法第18条第1項(道路の区域の変更)

整理 番号	道路の種類 及び路線名	変 更 の 区 間				幅 員(m)	延 長(m)
		起 点		終 点			
		町名又は字名	地 番	町名又は字名	地 番		
6	市道057-053号線	大船字西之根	1431番 3	大船字西之根	1433番 7	1.87～1.90	2.83
6	市道057-053号線	大船字西之根	1431番 3	大船字西之根	1432番 2	1.81～1.85	6.01
7	市道057-055号線	大船字西之根	1425番 1	大船字西之根	1433番 5	1.82～1.83	14.79

変更後

整理 番号	道路の種類 及び路線名	変 更 の 区 間				幅 員(m)	延 長(m)
		起 点		終 点			
		町名又は字名	地 番	町名又は字名	地 番		
6	市道057-053号線	大船字西之根	1431番 3	大船字西之根	1433番 4	2.94～2.95	2.83
6	市道057-053号線	大船字西之根	1431番 3	大船字西之根	1432番 1	2.91～2.93	6.01
7	市道057-055号線	大船字西之根	1425番 1	大船字西之根	1433番 3	2.92～2.92	14.79

2 市道路の供用開始

道路法第18条第2項(供用の開始等)

整理 番号	道路の種類 及び路線名	供 用 開 始 の 区 間			
		起 点		終 点	
		町名又は字名	地 番	町名又は字名	地 番
6	市道057-053号線	大船字西之根	1431番3	大船字西之根	1433番4
6	市道057-053号線	大船字西之根	1431番3	大船字西之根	1432番1
7	市道057-055号線	大船字西之根	1425番1	大船字西之根	1433番3